

# 指定保育士養成施設の指定等に関する 都道府県への権限移譲について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

## 【概要】

第4次一括法第10条により、都道府県に権限移譲することとされている、指定保育士養成施設の指定等については、その移譲時期を「子ども・子育て支援法の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」としている。

子ども・子育て支援法が本年4月1日に施行されたことに伴い、指定保育士養成施設の指定等について、権限移譲に向けて、その移譲日を政令で定めるとともに、当該権限の移譲を円滑に進める。

## 【権限移譲の時期】

子ども・子育て支援法の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
**(平成28年3月31日を予定)**

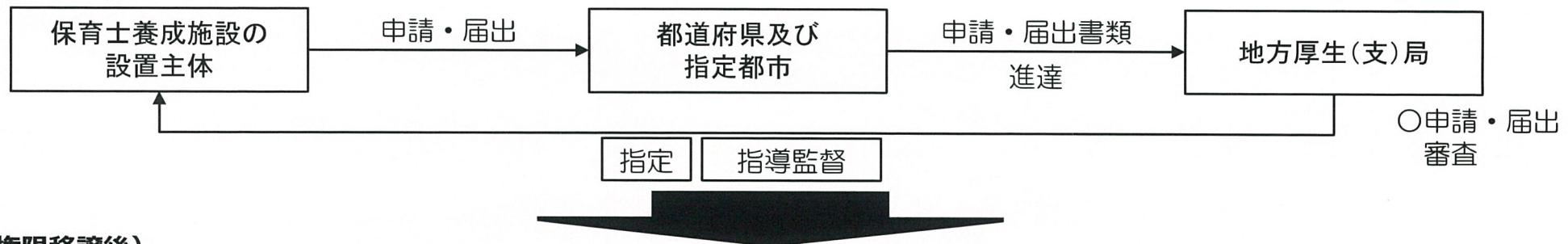
## 【移譲する内容】

指定保育士養成施設への指定及び監督に関する事項（下記表を参照）

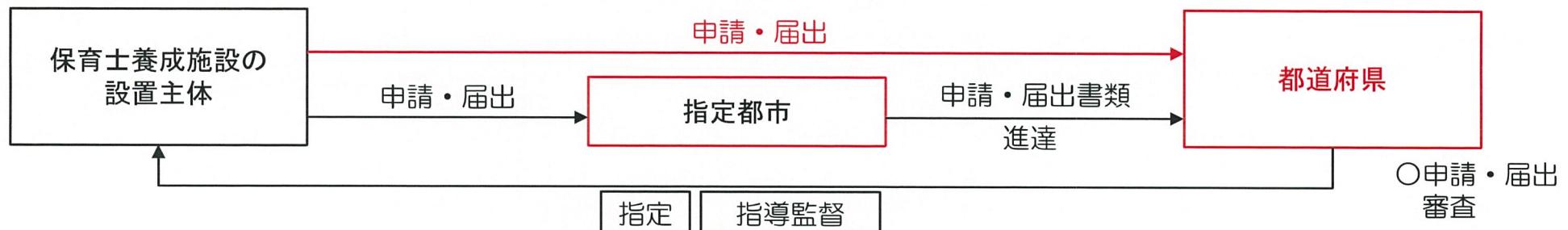
移譲する業務内容	根拠条文
①指定保育士養成施設の指定に関する業務	児童福祉法第18条の6第1号 児童福祉法施行令第5条第1項及び第2項 児童福祉法施行規則第6条の3第1項
②指定保育士養成施設に係る各種変更承認に関する業務	児童福祉法施行令第5条第3項 児童福祉法施行規則第6条の3第2項
③指定保育士養成施設に係る各種変更届出の受理に関する業務	児童福祉法施行令第5条第4項 児童福祉法施行規則第6条の3第3項
④指定保育士養成施設に係る事業報告の受理	児童福祉法施行令第5条第5項 児童福祉法施行規則第6条の4
⑤指定保育士養成施設に係る報告徴収及び指導に関する業務	児童福祉法第18条の7
⑥指定保育士養成施設に係る指定の取消に関する業務	児童福祉法施行令第5条第6項
⑦指定保育士養成施設に係る指定の取消承認に関する業務	児童福祉法施行令第5条第7項 児童福祉法施行規則第6条の5

## 【移譲する業務の流れ】

### (権限移譲前)



### (権限移譲後)



## 【権限移譲に向けた今後のスケジュール等】

1月	2月	3月	4月
	政令公布（上旬）  業務マニュアルの送付（2月中）	地方厚生局との事務引継	<b>権限移譲（31日）</b>  都道府県において業務実施